軽自動車税（種別割）の税率について

●原動機付自転車および二輪車等

車種区分		税　率（年額）
原動機付自転車	５０cc以下	２，０００円
	５０cc超　９０cc以下	２，０００円
	９０cc超　１２５cc以下	２，４００円
	ミニカー	３，７００円
軽自動車二輪（１２５cc超　２５０cc以下）		３，６００円
二輪の小型自動車（２５０cc超）		６，０００円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）	２，０００円
	その他（フォークリフト等）	５，９００円

●四輪以上および三輪の軽自動車

最初の新規検査年月（車検証の「初度検査年月」）により、（１）旧税率・（２）標準税率・（３）重課税率のいずれかの税率が適用されます。

車種区分			税　率（年額）		
			（１）旧税率	（２）標準税率（平成２７年度より）	（３）重課税率（平成２８年度より）
三輪の軽自動車			３，１００円	３，９００円	４，６００円
四輪	乗用	営業用	５，５００円	６，９００円	８，２００円
		自家用	７，２００円	１０，８００円	１２，９００円
	貨物	営業用	３，０００円	３，８００円	４，５００円
		自家用	４，０００円	５，０００円	６，０００円

（１）旧　税　率

平成２７年３月３１日以前に最初の新規検査を受けた車両の税率

※最初の新規検査から１３年を経過した車両を除く

（２）標 準 税 率

平成２７年４月１日以降に最初の新規検査を受けた車両の税率

※グリーン化特例適用車両を除く

（３）重 課 税 率（平成２８年度より）

最初の新規検査から１３年を経過した車両の税率

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

※最初の新規検査年月とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けた日（新車として新規検査（車検）を受けた時）です。自動車検査証（車検証）の『初度検査年月』の欄で確認できます。